

# 武雄市農業委員会

平成30年9月総会議事録

平成30年9月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 平成30年9月5日(水)  
(開会) 15時00分 (閉会) 16時20分

2. 場 所 武雄市役所 4階会議室

3. 農業委員出席状況 出席者 19人 欠席者 0人

| 議席<br>番号 | 氏名    | 出席 | 欠席 | 議席<br>番号 | 氏名    | 出席 | 欠席 |
|----------|-------|----|----|----------|-------|----|----|
| 1        | 中尾 和則 | ○  |    | 11       | 川口 敏広 | ○  |    |
| 2        | 富永 光男 | ○  |    | 12       | 古川さゆり | ○  |    |
| 3        | 末藤 良郎 | ○  |    | 13       | 稲富 守  | ○  |    |
| 4        | 佐佐木幸夫 | ○  |    | 14       | 永石 芳彦 | ○  |    |
| 5        | 中島 薫  | ○  |    | 15       | 山下 英喜 | ○  |    |
| 6        | 中村 和仁 | ○  |    | 16       | 川内 正美 | ○  |    |
| 7        | 中村 一明 | ○  |    | 17       | 山口 武美 | ○  |    |
| 8        | 田代 了三 | ○  |    | 18       | 相原 經憲 | ○  |    |
| 9        | 松尾 隆雄 | ○  |    | 19       | 岩橋 久美 | ○  |    |
| 10       | 向井 健作 | ○  |    |          |       |    |    |

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者

渕 良昭、諸岡登志彦、小柳 満、小田康信、西村栄義、荒川宏文、諸岡秀一、  
笠原 武、中島敏秋、小柳信博、小瀧 博、大宅 潔、光岡政範、山口 浩、  
松岡義信、田淵清徳、下平秀昭、池田耕郎、永尾廣次、鈴山春樹、中原 位、  
宮原洋昭、橋口和彦、立川浩吉(以上24名)

5. 協議事項

|       |                                       |    |
|-------|---------------------------------------|----|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について                  | 3件 |
| 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請について                  | 1件 |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について                  | 5件 |
| 議案第4号 | 農用地利用集積事業計画(案)について                    |    |
| 議案第5号 | 武雄市非農地証明について                          | 1件 |
| 報告第1号 | 農地等形状変更届出について                         | 4件 |
| 報告第2号 | 武雄市農地等権利移動制限特例農地指定制度実施要領の<br>一部改正について |    |

6. 議事内容 以降記載

---

## 《開会》

---

**事務局長** 皆さんこんにちは。定刻になりましたので、平成30年9月の武雄市農業委員会「総会」を始めたいと思います。

本日は、農業委員全員にご出席いただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立をいたします。

また、本日は農地利用最適化推進委員の皆様にもご出席いただいております。なお、北方町の黒岩委員、平川委員については所用によりご欠席との連絡をいただいております。

それでは、会長よろしく申し上げます。

---

## 《議事録署名人指名・報告事項》

---

**会 長** 皆様こんにちは。9月の定例総会を開催しましたところ、お忙しい中にご出席いただきました事、厚く御礼申し上げます。また、推進委員の皆様にもご出席いただきました事に対して御礼申し上げます。

台風が勢力の強いまま上陸して、大阪、関西方面は大変な被害を被ったと報道をされております。まだ報道がされておられませんので分かりませんが、ハウス関係も被害にあっているのではないかとお察し申し上げます。被害に遭われたところの一刻も早い復旧を祈るところでございます。

皆様もご承知のとおり8月15日現在でコメの作況指数が出ました。平年作ということで、北海道がやや不良ということ。佐賀は平年作。長崎と福岡はやや良ということ。今からは稲作の最後の管理がありますので、気を抜かないで頑張ってくださいなと思っております。10月の定例総会は、午前中はコンバインが使われないからという事で、朝9時からとなっておりますので、よろしく申し上げます。

また、今日の農業新聞を見ておりますと、コメの価格が昨年よりも1%ばかり下がったということで、一俵、平均14,175円で載っておりました。今後、コメの価格についても、今年度が1年目でございます、国が手を引いて、農業再生協議会が出て、従来通りできていると思っておりますが、報道上ではやはり、少しオーバーするのではなかろうかという気も致しますが、今後の動向に注目したいなと思っております。

それでは、ただ今から平成30年9月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。今日は、議案第1号から議案第5号までの審議をお願いいたします。その後に2件の報告事項がございます。

審議に入る前に、本日の議事録署名人を指名いたします。1番 中尾和則委員さん、7番 中村一明委員さんを指名いたします。よろしく申し上げます。

それでは、議案審議に入る前に、事務局から報告事項をお願いいたします。

事務局

まず、先月1か月間の事業についてご報告いたします。

本日配布しております資料の1ページ、「武雄市農業委員会 事業報告 平成30年8月分」をご覧ください。先月の総会からあとの主な事業について記載しております。主なものを申し上げますと、8月6日に総会を開催しました。8月8日から10日にかけて農業委員・推進委員・事務局の班体制で、各町で集中的に農地パトロールを実施しました。8月28日に調査委員会を開催し、2件の審査を行いました。8月29日には佐賀県農業委員会女性協議会の総会が行われ、岩橋委員が会長に就任されました。8月31日には9月の市広報といっしょに「武雄市農業委員会だより」を全戸配布しておりますので、ご確認下さい。

次に、2ページの「農地法第4条、第5条の許可状況」をご覧ください。先月の総会でご審議いただきました4条・5条許可申請につきまして、県知事の許可状況についてご報告いたします。

先月皆様にご審議いただきました案件は4条が1件、5条が13件、ございました。このうち5条の2件については県知事の許可が出ています。残りの12件は県のほうで現在、審査中です。

次に3ページをご覧ください。昨年11月の総会でご審議いただきました、〇〇町の〇〇の転用許可が出ております。新しい委員もおられますので、前からの経緯を記載しておりますので、ご確認をお願いします。

次に5ページをご覧ください。「農地転用許可後の工事進捗状況・利用状況・農地復元報告」についてご報告いたします。

8月に事務局が受けた報告は、工事進捗状況報告が1件、〇〇町の〇〇のものでございます。

以上ご報告申し上げます。

会 長

事務局から報告がありました。皆様からお尋ね等はございませんか。

(なし)

会 長

特に無いようですので、審議事項に入ります。

---

### 《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

---

会 長

では、議案第1号を議題といたします。農地法第3条の規定による許可申請が3件提出されております。この3件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号について説明します。

申請番号1番。所有権移転。〇〇町の田1筆、1,107㎡。「譲渡人は市外在住のため、維持管理できない。」「譲受人は現在耕作しており、わのうのため購入したい。」という申請です。農地の価格は〇〇です。

申請番号2番。所有権移転。〇〇町の田1筆、788㎡。「譲渡人は市外在住のため維持管理できない。」「譲受人の経営規模拡大のため。」という申請です。農地の価格は〇〇です。

申請番号3番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、183㎡。「譲渡人は市外在住のため維持管理できない。」「譲受人は家庭菜園として利用をしたい。」という申請です。農地の価格は〇〇です。

以上、3件とも判断基準を全て満たしていると判断しています。ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 議案の説明が終わりました。地元委員から補足説明があるようでしたら、それを受けてから審議に入りますが、何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 ないようですので、議案第1号について、ご意見、ご質疑等あれば出していただきたいと思えますけれども、何かございませんか。

〇〇番委員 確認です。2番、3番は農地の価格は〇〇ですね。

事務局 〇〇です。

〇〇番委員 了解しました。

会 長 それでは、他に意見も無いようですので、議案第1号についての質疑をとどめます。議案第1号、農地法第3条の規定による3件の許可申請について、許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による3件の許可申請につきましては、許可することに決しました。

会 長 次に議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第4条の規定による許可申請が1件提出をされております。この1件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明に入る前に、本日「農地区分の判断図」というチャート図を配布しておりますのでご覧下さい。農地法第4条、第5条の転用の際に、農地区分が第何種農地で、許可基準はこれですという説明をしておりますが、事務局で農地区分を判断する際はこのチャート図で判断しております。

まず、農振農用地でないかでないかという判断をし、次に武雄市では甲種農地はありませんから、第3種農地に該当するか、しなかったら第2種農地に該当するか、しなければ第1種農地に該当するか、という順で、矢印をだどっていきながら農地区分を判断しております。

2ページ以降に、第3種農地はこういう農地ですという具体的な説明を記入しております。これで農地区分を判断して、許可基準はどれに該当するかを事務局で判断します。この判断が適正であるかどうかを委員の皆様を確認をしていただくということになります。

第3種農地は許可基準が「許可し得る」という1つしかありませんが、第2種農地であれば許可基準が3つありますので、どれかに該当すれば許可ができることとなります。このような流れで事務局で判断しているということでご紹介いたしました。

では、議案の説明をいたします。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

申請番号1番。農地は〇〇町の田1筆、998㎡。申請事由は「老後の安定した収入を考え、土地の有効利用で貸長屋住宅を建設したい。」という申請です。

貸長屋住宅は、申請者が自分で資金を出し、土地建物は申請者が所有をされます。これを業者に貸して、業者が経営をするというものです。また、「長屋住宅」とは、集合住宅で、エレベーターとか玄関などの共有部分を通らずに、外部から直接住居に出入りができる種類のものを意味します。

こちら、長屋住宅1棟16戸を計画されております。農振地ですので、農振除外の手続は済まれています。

農地区分は「第3種農地の見込まれる区域で、農地規模が概ね10ヘクタール未満」で第2種農地。許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりましたが、この件について地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから審議に入りたいと思います。何かございませんか。

〇〇番委員 今説明があった現地は、〇〇のちょうど南側になります。細長い農地になっています。西側に水路があり、水路と建物との間に傾斜地ができるわけですが、その分については小楠区長との話し合いで、コンクリートを施工するということで確認ができています。それと排水については、前の道路に下水管がありますので、そちらに排水します。雨水は今言った西側の水路に排水すると聞きました。

それと、申請地の南側は今はまだ田ですが、こちらもそのうちにアパート建設の申請がなされる予定であると聞きました。以上です。

会 長 地元委員さんの補足説明が終わりましたので質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 ないようですので、議案第2号の質疑をとどめます。議案第2号 農地法第4条の規定による1件の許可申請については、本委員会として許可しても差し支えない旨、佐賀県知事に進達することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号、農地法第4条の規定による1件の許可申請については、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに決しました。

### ————— 《議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請》 —————

会 長 次に、議案第3号を議題といたします。農地法第5条の規定による許可申請が5件提出をされています。この5件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

申請番号1番。所有権移転。〇〇町の田1筆、1,978㎡。「申請地周辺のアパートの入居率が高く需要が見込めると思い、長屋住宅を建設したい。」という申請です。長屋住宅2棟で16戸を計画されています。

こちらの農地は、都市計画法に規定する用途地域ですので農地区分は第3種農地。許可基準の該当事項は「許可し得る。」と判断しております。

申請番号2番。所有権移転。〇〇町の田2筆、2,983㎡。「譲渡人は将来

において耕作する意思がなく、その保全も大変であることから土地の有効活用を考え、所有権を移転することにした。譲受人は将来の安定した収入のため、長屋住宅を建設したい。」という申請です。長屋住宅4棟で28戸を計画されています。

こちらも、都市計画法に規定する用途地域ですので農地区分は第3種農地。許可基準の該当事項は「許可し得る。」と判断しております。

申請番号3番。所有権移転。〇〇町の田1筆、424㎡。「都市計画区域内の近隣商業地域にあり、住環境が優れていることから、分譲地として販売していきたい。」という申請で、宅地2区画が計画されています。

こちらも、都市計画法に規定する用途地域ですので農地区分は第3種農地。許可基準の該当事項は「許可し得る。」と判断しております。

申請番号4番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、798㎡。「自動車修理業を営んでいるが、預かった車両の仮置き場として、また、自宅の駐車場として利用したい。」というものです。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号5番。賃貸借権設定。一時転用です。〇〇町の田2筆、計778㎡。「新幹線工事に伴い、大山路高架橋施工のための仮足場、及び資材置場等として農地を賃借したい。」という申請です。農地の貸付期間は許可後から平成31年8月31日までとなっております。こちらは同じ内容で平成28年に一度、2年間の許可を受けられていて、それが終了したため、延長の申請になります。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

**会 長** 事務局の説明が終わりました。このうち1番と2番の案件につきましては、8月28日に調査委員会を行っておりますので、座長の末藤委員さんから調査結果の報告をお願いします。

#### 調査委員会座長（3番委員）

それでは調査委員会の報告をいたします。

平成30年8月28日午後1時30分から調査委員会をB班及び地元農業委員並びに地元推進委員により、武雄市役所3階会議室及び現地にて開催し、議案第3号 農地法第5条の規定による2件の申請について審議しました。



最初に、議案第3号 申請番号1番、〇〇の「長屋住宅」について、代理人から、転用理由、転用計画等の説明があり審議しました。

主な質疑・要望は、

1点目に、「隣接農地の水利の確保はできるのか。」という質疑があり、これに対し、「入水は北の水路から行き、排水は申請地を通過して道路側溝へ行く予定である。」という回答がありました。

2点目に「北側の里道を広げるように要望があっていると思うが、どうなったか。」という質疑があり、これに対し、「里道の法面を埋めて4mの幅にするのか、協議を行っている。」という回答がありました。これに対し「利用計画が決まっていない状態では審議できないので、所有者と地元委員も交えて協議を完了して欲しい。」と依頼し、総会までに計画を決定し、申請書類を整えるように依頼しました。

以上、質疑等ありましたが、申請番号1番 の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりました。

なお、この案件につきましては、調査委員会後に断面図の差し替えがっております。変更内容は、北側の里道の法面を道路高まで埋める計画が削除されていることと、盛土の高さが1.2mから0.9mになり0.3m低くなった点です。地元農業委員、地元推進委員、区長、生産組合長には説明されており、承諾済ということを確認しております。

次に、申請番号2番の〇〇の「長屋住宅」について、代理人から、転用理由、転用計画等の説明があり審議しました。

主な質疑・要望は、

1点目に「高さ7.52mとなっているが、何か法的な基準があるのか。」という質疑があり、これに対し「規格があり、高さが決まっている。建築基準法を遵守する高さとなっている。」という回答がありました。

2点目に「隣接農地との境界が、字図と現状でずれているようだが、どうするのか」という質疑があり、これに対し「測量を行い、境界を確認している。字図通りの面積で転用を計画しており、畔と排水管を付け替える予定である。」という回答がありました。

3点目に「分筆して農地を残しているのはなぜか。」という質疑があり、これに対し、「3,000㎡以上の開発となれば、前面道路の幅が6m必要になるが、今回は6mの幅が確保できなかったため、分筆して3,000㎡未満で計画している。」という回答がありました。

4点目に「集合住宅が次々に建設されているが、空き部屋はないのか。」という質疑があり、これに対し「武雄市では、空き部屋はない。」という回答がありました。

5点目に、河川と申請地間の通路の管理について質疑があり、これに対し、「地元より要望があり、管理しやすいように張りコンをする予定である。」

と回答がありました。

以上、質疑等ありましたが、申請番号2番 の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりました。

以上、報告いたします。

会 長 はい、ありがとうございました。1番と2番の案件については調査委員会の報告が終わりましたが、残る3番から5番までの案件について、地元農業委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

(地元委員説明なし)

会 長 特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

〇〇番委員 2番の件ですが、〇〇川の管理は、市か県、どちらでしょうか。

〇〇推進委員 下流の〇〇の方は県管理ですので、上流部も県管理だと思います。

〇〇番委員 だとすれば、位置図に「雨水・合併浄化槽処理水は河川に接続」となっていますが、河川許可は取られていますか。新たに放流する場合は河川許可が必要ですが。

事務局 申請者に確認したところ、杵藤土木事務所に事前協議をされていることを確認しております。申請自体は農地転用の許可後にしかできないとの事です。

〇〇番委員 了解しました。

会 長 他にございませんか。他に無いようですので、議案第3号の質疑をとどめます。議案第3号 農地法第5条の規定による5件の許可申請については、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 農地法第5条の規定による5件の許可申請については、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに決しました。

会 長 次に、議案第4号を議題といたします。武雄市農用地利用集積事業計画書(案)につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第4号農用地利用集積事業計画(案)についてご説明します。  
1ページをご覧ください。こちらに平成30年度第6号利用権設定計画(案)を記載しています。2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

武雄町 (なし)

橘町。 田。新規 (なし)  
再設定、 3件、 4筆、 7,538㎡。

朝日町 (なし)

若木町。 田。新規、 1件、 1筆、 573㎡。  
再設定 (なし)

武内町。 田。新規 (なし)  
再設定、 1件、 1筆、 1,688㎡。

東川登町。 田。新規、 2件、 4筆、 5,703㎡。  
再設定、 12件、 33筆、 52,635㎡。

西川登町。 (なし)

山内町。 田。新規 (なし)  
再設定、 1件、 1筆、 1,700㎡。

北方町。 田。新規 (なし)  
再設定、 2件、 2筆、 7,553㎡。

となっています。3ページ以降に各町の詳細を記載しています。

今回は、橘町と武内町でJAの円滑化事業から農地中間管理機構への移行が、東川登町で農業公社への貸付があります。農地の出し手と農業公社との間で利用権設定を行い、次に農業公社が当該農地の受け手へ配分を行うというものです。

農地中間管理機構から市に対し配分計画を求められた場合には、市で配分計画案を作成し、これに対し農業委員会の意見を求められます。しかし今回は農地中間管理機構から意見を求められていないため、農用地利用配分計画

は策定されておられません。この場合、農用地利用集積計画の案の中に、耕作者の情報を記載しております。

また、利用権の解除については16ページに記載をしておりますのでご確認下さい。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

会 長 はい、議案の説明が終わりましたので、議案第4号につきまして、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 よろしいですか。意見もないようですので、議案第4号の質疑をとどめます。議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画書(案)につきまして、原案どおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 平成30年度武雄市農用地利用集積事業計画書につきましては、原案どおり承認することに決しました。

---

### 《議案第5号 非農地証明》

---

会 長 次に議案第5号を議題といたします。武雄市非農地証明について、1件の証明願いが提出されていますので、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案の説明の前に「武雄市非農地証明事務処理要領」について説明します。武雄市農業委員会ではこの処理要領を作っています。議案の中で「該当事項は何号です。」と説明していますが、この要領の第3条の非農地の要件に記載をしています。要件は1番から5番までありますので、そのいずれかを満たす農地については証明してもいいということになっております。

また、第3条の2番には、非農地証明が認められない場合が記載されています。圃場整備が入った農地や、農振農用地は非農地証明ができないと定められておりますので、お目通しをお願いします。

また、3ページ目の非農地証明願の様式をご覧ください。証明願には添付書類として、地元農業委員と、地元推進委員の確認書を付けるようになっておりますので、よろしくお願いします。

では、議案に戻ります。

申請番号1番。土地は〇〇町の田1筆、139㎡。農地でなくなった時期

及び原因は「20年以上前に鶏舎を建設していたが、現在は鶏舎を撤去し、駐車場等で利用をしている。」というものです。

非農地処理事務処理要領の該当事項は第5号「人為的に無断転用された土地であって、かつその転用行為が20年以上経過し、農業委員会が特に法勵行上証明書の交付を行うことも止むを得ないと認めた場合。」に該当すると判断しております。

以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

**会 長** はい、事務局の説明が終わりました。地元委員さんの補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん、何かございませんか。

**〇〇番委員** 7月28日に私と〇〇推進委員と2人で現地確認に行きました。現在の駐車場が県道の拡張にかかってしまっていて停める場所がないから、申請地にという事です。奥様への聞き取りでは「私が来た時にはもう荒れていた。」という話でした。〇〇推進委員は申請地の近くで生まれ育っておられますが、自分でもここに田があったということを知らないぐらい前から荒れていたということです。以上により、非農地に値するのではないかと考えます。以上です。

**会 長** 地元委員の説明が終わりましたので、質疑を開始します。何かございませんか。

**〇〇番委員** この手続きをした後に、法務局に行かなければいけないのですか。

**会 長** 法務局で手続きをしなければ、登記簿上はいつまでも田のままです。また、法務局で手続きをするためには、農業委員会の証明が必要です。

**〇〇番委員** これをすれば宅地になるのですか。

**会 長** それは申請人が考えられることです。農業委員会としては「農地でない」という証明をするだけです。

**〇〇番委員** 関連ですが、農業委員会で4条・5条、非農地証明を審議をして許可を出しても、その後に法務局に行かない方が多いです。そこら辺のところは、どうか行政の方で指導ができないのかなという推進委員の意見もありました。

**事務局** 転用の許可書をお渡しする際に、その後の法務局の手続について、一緒にご案内をしております。また、転用許可が出たものは、農業委員会から税務課に対して情報共有をいたしております。

**会 長** 他に意見はございませんか。(なし)他に意見も無いようですので、質疑を

とどめます。

議案第5号、1件の武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第5号の武雄市非農地証明につきましては原案どおり証明することに決しました。

---

### 《報告第1号 農地等形状変更届出について》

---

会 長 以上で審議事項が終わり、次に報告事項に移ります。  
報告第1号「農地等形状変更届出について」1件の報告が提出されています。この1件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第1号について説明いたします。  
届出番号1番。土地は〇〇町の田2筆、計210㎡。「水はけが悪く耕作しにくいいため、田を畑に転換し、野菜を栽培したい。」というものです。変更時期は許可後から平成30年12月30日まで。かさ上げの高さは1m。土量は210㎡。施工業者は〇〇です。変更後の利用計画は野菜を作ることです。

届出番号2番。土地は〇〇町の田1筆、5,499㎡のうち3,196㎡。「九州新幹線の複線化工事に伴い、圃場が工事用地となったため、代替地として利用したい。」というものです。変更時期は平成30年8月20日から平成30年10月31日まで。かさ上げの高さは0.8m。土量は2,300㎡。施工業者は〇〇。変更後の利用計画はアスパラガスの栽培です。

届出番号3番。〇〇町の田1筆、1,208㎡。「周囲が開発され、水稲が交錯しにくくなるため、畑にして柿を栽培したい。」というものです。変更時期は平成30年10月1日から平成31年9月31日まで。かさ上げの高さは1.8m。土量は1,800㎡。施工業者は〇〇です。

報告4番。〇〇町の田1筆、965㎡。こちらは届出番号3番の隣接農地になり、計画としては届出番号3番と同じです。  
以上報告いたします。

会 長 はい、この件につきまして、地元委員さんから補足説明があれば、お願いします。

(地元委員補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、報告第1号「農地法第4号第1項第8号の規定による届出」につきまして、質疑があれば出していただきたいと思います。何かございませんでしょうか。

〇〇推進委員 3番と4番は、変更時期が来年の9月末までとなっていますが、なぜこのように期間が長いのでしょうか。また、どういう理由で柿になったのでしょうか。

事務局 実際はそれほど長くはかからないと思いますが、形状変更が最大1年となっておりますので、1年間という期間で届出がなされているところです。また利用計画についてですが、申請地が〇〇の近くで交通量が多く、機械等を入れることが難しく、野菜のように足しげく通えないので、苗木屋さん等とも相談のうえ、柿になったと聞いております。

会 長 いいですか。これは報告事項ですので、この程度で質疑をとどめます。

————— 《報告第2号 武雄市農地等権利移動制限特例農地

指定制度実施要領の一部改正について》 —————

会 長 次に、報告第2号「武雄市農地等権利移動制限特例農地指定制度実施要領の一部改正について」事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第2号について説明いたします。今回、「武雄市農地等権利移動制限特例農地指定制度実施要領」の一部改正について改定をしております。

様式第2号「空き家・空き地等に付随した特例農地の指定に係る審査確認書」をご覧ください。こちらは、特例農地に指定をする際に農業委員の確認印を取っていたところですが、今回、農地利用最適化推進委員にも、同じように、ご確認いただく欄を追加したところです。

この特例農地について少し説明させていただきます。農地法第3条では5,000㎡以上耕作しないと農地を取得することができないと決まっております。しかし、武雄市農業委員会で特例を作って、武雄市の空き家・空き地バンクに登録をされている空き家・空き地に付随した農地については、下限面積を1㎡まで下げておりますので、農家の方でなくても、空き家・空き地についた農地を買うことができるようになっています。

対象となる農地の要件は、空き地・空き家バンクに登録されている空き地・空き家に付随した農地であることと、その農地が遊休農地であるか、または近い将来に遊休農地になる可能性がある農地という条件を作っております。

ですので、様式第2号の審査確認書の農地区分にA・B・Cと記入していただくことになります。Aが遊休農地、Bが将来的に遊休農地になる恐れがある

農地、Cが遊休農地に該当しないと判断される場合になります。

また、空き家等からの距離について、通作できる距離なのか、そうでないのか、判断して記入していただきます。

あと、中山間の交付金や多面的の交付金に該当があるかどうかを記入していただきます。

というわけで、審査確認書の様式に推進委員の確認欄を追加いたしましたので、報告いたします。

**会 長**            それでは、説明が終わりましたので、報告第2号「武雄市農地等権利移動制限特例農地指定制度実施要領の一部改正について」につきまして、質疑があれば出していただきたいと思います。何かございませんでしょうか。

**19番委員**      私は空き家にくっついている、せんじゃ畑をイメージしておりましたが、家から離れていても買えるのでしょうか。

**会 長**            事務局では現場の状況が分からないので、そこを地元の農業委員と推進委員が確認をしていただくことになっております。判断は委員に任せます。そもそもの趣旨は、市外から来た方が農地を持っていないので、空き家のせんじゃ畑が買えないという事でしたので、武雄市農業委員会で特例を作って、武雄市の空き家・空き地バンクに登録した空き地・空き家に付随する農地であれば許可しますと制度を作ったところです。

**会 長**            これは報告事項ですので、このあたりで質疑をとどめます。

---

《閉会》

---

■